



農委だより



第145号

令和 3 年 6 月 25 日

発行：加古川市農業委員会

TEL：079-427-9369

編集：農委だより編集委員



～ デュラム小麦「セトデュール」～

Contents

今月号の主な内容

- 太陽光発電施設の設置に伴う届出について（面積要件の範囲拡大）
- 農地法第3条の許可要件（下限面積要件）について
- 〔情報提供〕 賃借料
- 全国農業新聞案内
- 農業者年金案内 ほか

500㎡から5,000㎡までの太陽光発電施設の設置に伴う届出について

遊休地利用のため、小規模な太陽光発電施設が増加する中、設置に際して、隣地や近隣住民への説明が十分にされていないことによる、問い合わせや苦情が市に寄せられています。

これまで、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（以下「県条例」という。）」により事業面積が 5,000 ㎡以上の大規模なものが届出の対象となっていました。このたび「加古川市開発事業の調整等に関する条例（以下「市条例」という。）」が改正され、500㎡以上 5,000 ㎡未満の小規模な施設の設置を新たに届出の対象とすることになりました。

令和 3 年 7 月 1 日以降に設置する場合は、着工の 30 日以上前に、市（まちづくり指導課）に開発計画書を提出するほか、関係住民への説明会の開催及び結果の報告が必要となります。

条例を順守し、健全な地域環境の維持と土地利用の適正化が図られるよう、事業者・土地所有者の皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

なお、農地転用の申請については、県条例・市条例に基づく届出をされたあとに行ってください。また、これまでどおり、農業振興地域の農用地区域や甲種農地・第 1 種農地では農地転用はできません。



事業面積	事前届出	説明会の開催
500㎡未満	不要	不要
500㎡以上5,000㎡未満	必要	必要
5,000㎡以上	必要	必要

詳しくは、農業委員会事務局 または まちづくり指導課へお問い合わせください。

● 農業委員会事務局（新館 9 階）
Tel 079-427-9369
（農地転用に関すること）

● まちづくり指導課（新館 5 階）
Tel 079-427-9261
（条例に基づく届出に関すること）

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業委員会系統組織である（一社）全国農業会議所が発行する農業関係の情報満載の週刊新聞です。この新聞は、農業委員会等に関する法律に規定された農業委員会による農業者への情報提供を担うもので、国内の一週間の農政の動きを簡単に把握できる構成となっており、日刊紙に比べ読みやすい記事でいっぱいです。価格もお手頃なこの「全国農業新聞」の購読のお問い合わせは地元委員・推進委員か、農業委員会事務局までお願いします。

全国農業新聞の特徴

① 1週間分のニュースをまとめて、わかりやすい農政解説！

農政や農業をめぐる情勢が大きく変化する中、いろんな情報が氾濫しています。これらの情報の中から農業・農村振興の立場に立って、1週間の重要なニュースを正確かつコンパクトにまとめ、内容や影響をわかりやすく解説しています。

② 認定農業者など「担い手」の経営に役立つ！

いま、認定農業者、農業法人や集落営農組織など地域農業の「担い手」を育成・確保することが重要な課題になっています。これら担い手の経営に役立つ情報（流通・販売、技術、資金・税金、農村女性の起業等）を掲載しています。

③ 地域づくりのヒントや事例がいっぱい！

農業者の高齢化や過疎化、農業後継者不足、農地の荒廃など、農村地域が抱える悩みは深刻です。その解決の糸口となるヒントや先進事例などの情報が盛りだくさんです。地域リーダーの貴重な情報源となっています。

④ 食や健康など暮らしに役立つ話題が豊富！

近年関心が高まっている「食」や健康、年金、趣味、娯楽など暮らしに役立つ話題も豊富に掲載しており、家族みんなでお読みいただけます。

⑤ 購読料は月 700 円で、負担が少ない！

一般の新聞と併せて読んでいただく併読の週刊紙です。購読料は月 700 円と負担が少なく、お勧めです。

是非とも購読して頂きたい方

① 認定農業者
② 農業者年金の加入者・受給者
③ 女性農業者・農村女性グループ
④ 青年農業者
⑤ 農業関係機関・団体及びその役職員

農地法第3条の許可要件（下限面積要件）について

耕作のための農地の売買、贈与、貸借をするときは、農業委員会の許可が必要です。加古川市では、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する許可の要件（許可後に耕作する面積要件（下限面積要件））について、令和3年3月24日開催の令和3年第1回臨時総会において審議を行い、令和3年度も次のとおり現行の取り扱いを継続することが決定いたしました。

○加古川町・野口町・平岡町・尾上町・別府町・米田町 20 アール

○これら以外の区域 30 アール

○農業委員会が別途公示する特定の地番の農地 概ね1～5アール（狭小農地特例※）

※狭小農地特例とは

下限面積要件に達しない場合であっても、一定の条件に該当する場合は、農業委員会が一時的に下限面積要件を変更することにより、農地の取得を許可することができる特例措置です。

農地の遊休化を防ぎ、農村環境の保全や新規就農者の参入促進を目的として平成31年4月に始まった制度です。特例の適用については、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地を 相続したら 届出を！

相続等によって農地を取得した人は、相続登記をした後に、農地のある市町村の農業委員会に届け出が必要です。（農地法第3条の3）

届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると10万円以下の過料に処せられることがあります。（農地法第69条）



【情報提供】

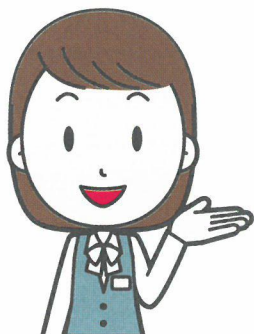
賃借料

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの農地法第3条許可申請及び利用権設定に関する賃借料情報を提供します。

町 名	データ数(筆)	無償件数(筆)	有償件数(筆)	年間賃借料(円)
加古川町南	0	0	0	情報なし
加古川町北	7	7	0	情報なし
神野町	7	4	3	最高 5,000円/10a 最低 5,000円/10a 平均 5,000円/10a
野口町	0	0	0	情報なし
平岡町	0	0	0	情報なし
尾上町	0	0	0	情報なし
別府町	0	0	0	情報なし
八幡町	0	0	0	情報なし
平荘町	47	47	0	情報なし
上荘町	45	41	4	最高 22,500円/10a 最低 15,000円/10a 平均 18,500円/10a
東神吉町	27	27	0	情報なし
西神吉町	2	2	0	情報なし
米田町	0	0	0	情報なし
志方町東	141	141	0	情報なし
志方町中	10	10	0	情報なし
志方町西	15	15	0	情報なし
総 計	301	294	7	最高 22,500円/10a 最低 5,000円/10a 平均 12,714円/10a

※ハウス等施設園芸用地を除く。 米30kg=6,000円で換算。

農業者年金に加入しましょう



① 60歳未満の方

② 年間60日以上農業に従事

③ 国民年金第1号被保険者

①～③の要件を満たす方なら、どなたでもご加入いただけます。

※自ら積み立てた保険料と運用益により受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型のため
少子高齢化に強い年金です。

※終身年金で80歳前にお亡くなりになった場合には、「死亡一時金」を受け取れます。希望
すれば60歳まで繰り上げ受給も選択できます。

※支払う保険料は全額社会保険料の控除対象、受け取る年金は公的年金等控除が適用され、税
制面で優遇措置があります。

※一定の要件を満たす方には、月額最高1万円の保険料の国庫補助が受けられます。

※通常加入の場合、保険料の額は月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

加入のお申し込み・お問い合わせは 農業委員会事務局 又は JA へ

● 人事異動

就任

次長 宮 武 滋 (家庭支援課から)
よろしくお願いいたします。

転任

次長 桑 山 隆 (環境第2課へ)
お世話になりました。

農地相談日



農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。

- 時 間 午後1時30分から4時まで
- 場 所 農業委員室 (市役所新館9階)
- 申込先 農業委員会事務局
(TEL.079-427-9369)
- 申込期限 相談日の一週間前まで

※事務手続などのご相談は、相談日以外も
随時受け付けています。

今後の相談日

7月1日(木)	10月7日(木)
8月5日(木)	11月4日(木)
9月2日(木)	12月2日(木)